

美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）

美里町学校給食費に関する条例（平成27年美里町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「単に」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 町長は、前項に規定する者以外の者で、給食を提供することが必要と認めるものとして規則で定める者を対象に給食を実施する。

第3条第1項中「職員から、給食に要する経費のうち保護者等及び職員が負担すべき経費を給食費として徴収する」を「児童生徒等以外の者で給食を受ける者から、給食に要する経費（以下「給食費」という。）を徴収する」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の給食費の額は、美里町学校給食運営審議会条例（平成30年美里町条例第 号）第1条に規定する美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、別表に掲げる額を超えない範囲において規則で定める。

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条第1項中「前条第1項の」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。